

令和3年1月13日

利用者様各位

宇都宮市文化会館

緊急事態宣言発出に伴う施設利用料金の全額還付について

いつも当館をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発出されましたが、これを受けて、「新型コロナウイルス感染拡大」を理由とした施設利用のキャンセル及び変更については、利用料金を全額還付させていただきます。宜しくご検討くださいますようお願いいたします。

なお、下記期間外のご予約のキャンセル及び変更については、従前通りの取扱いとなります。合わせてご確認くださいませようお願いいたします。

■全額還付対象の利用予約期間

令和3年1月6日から2月7日まで

■キャンセル及び変更の申請期限

令和3年1月6日～利用予約当日まで（最大2月7日まで）

■対象施設

宇都宮市文化会館全施設

利用申請の変更及び取り下げの注意事項

- ① 利用申請をいただいたご予約は、変更及び取り下げの有無に関わらず、いったんお支払いいただく必要があります。
- ② 利用料金をお支払いいただけていない申請については、変更及び取り下げができません。
- ③ 変更及び取り下げを申請されるときは、「利用許可変更及び取下申請書」に「利用許可書」を添えてご提出ください。」
- ④ 利用申請の変更は1回までとさせていただきます。